

消防庁舎等適正配置等調査業務委託仕様書

1 目的

本調査は、奈良市における常備及び非常備消防力の適正な数と配置について検討するため、地域の実情や社会経済の情勢、行財政改革等の視点を踏まえつつ、合理的でかつ妥当性のある消防サービスが提供できるように、消防力の適正配置の検討を行い、今後の消防力の充実と住民主体の消防サービスの向上に資することを目的とする。

2 履行期限

本調査委託業務の期限は、令和6年12月20日までとする。

3 履行

本調査業務委託は、本仕様書に定めるところにより誠実に履行するものとし、本仕様書に定めた事項に対して疑義が生じた場合、又は本仕様書に規定の無い細部については双方協議のうえ決定する。

4 関係資料の収集及び使用

- (1) 本調査業務委託の実施にあたり必要となる災害発生状況、非常備消防施設を含む消防庁舎等に係る情報、車両保有情報及びその他本業務委託を遂行するうえで必要な資料については受託者に提供するものとする。ただし個人情報等の提供については委託者の判断により提供しないことができる。
- (2) 受託者が必要とする関係資料のうち、委託者が保有しない資料等については受託者が関係機関等から収集するものとし、その経費等の一切は受託者において負担する。

5 対象とする範囲並びに対象消防力

- (1) 範囲は奈良市消防局及び奈良市消防団が管轄する全域とする。
- (2) 対象消防力は次に示すものすべてとする。

ア 消防署所

イ 消防署所に配置される消防車両（ポンプ車等、救急車、はしご車、救助工作車）

ウ 消防団詰所

エ 消防団詰所に配置される消防車両（消防団配備車両等）

6 委託にかかる条件

- (1) 本調査業務委託の実施に際しては、その方法、工程その他必要な事項について契約後速やかに委託者に提示し、承認を得るものとする。
- (2) 委託内容の進捗状況については、定期的に3回以上委託者に対し、資料提示のうえ必要な説明を行い、承諾を得るものとする。

7 調査業務委託内容

5に示した範囲における対象消防力について、基礎データを収集整理し、今後想定される生産年齢人口の減少並びに高齢化社会へ向けた、最も効率的な常備消防力及び非常備消防力の運用効果と適正配置の検討を行う。

(1) 基礎データの収集整理

ア 消防力の現況

消防施設（消防署所、消防団詰所）の配置、消防施設に配置される車両、災害への出動状況等について、消防力の現況を調査、整理する。

イ 消防需要の分布状況

人口・世帯数の現況や、近年の災害（火災、救急、救助）の発生状況を地区毎（国勢調査の小地域単位）に収集整理し、消防需要の分布を把握する。

ウ 将来的な消防需要の見込み

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の予測結果と、近年の救急出動状況に基づき、将来的な救急需要（救急搬送人員、出動件数）を把握する。

エ 道路ネットワーク

消防署所から災害発生現場への走行時間分析のため、対象地域内の主要道路のネットワークデータを作成する。

(2) 常備消防力の運用効果と適正配置の検討

ア 現状消防力の充足状況の分析

検討対象とする消防力毎に消防力の運用効果（消防車両の到着時間や災害に対する到着率）を算定し、消防力の充足状況の定量的把握を行う。

消防署所の運用効果（評価指標：消防需要指標値）

ポンプ車等の運用効果（評価指標：建物火災発生分布）

救急車の運用効果（評価指標：救急事案発生分布）

はしご車の運用効果（評価指標：中高層建物分布）

救助工作車の運用効果（評価指標：救助事案発生分布）

イ 消防力の適正配置の検討

管内の道路ネットワーク及び災害発生分布に基づき、対象地域で発生する災害に最も効率的に対処できる消防署所・車両の適正配置を算定する。また、適正配置での運用効果を算定し、上記アで算定した現状の運用効果との比較を行う。

なお、適正配置の検討にあたっては、以下に示すような検討の目的や内容について委託者との協議の上、算定条件を決定するものとする。

現状署所数を前提とした消防署所配置の検討

消防車両における現状配置車両の配置換え又は増減と、本署又は分署に配置する車両の検討

ウ 常備消防力における整備方針の検討

上記ア及びイの検討結果を基に、将来的な消防庁舎、車両等を含む消防力の整備方針について検討し、合理的でかつ妥当性のある消防としての市民サービスの計画について取りまとめる。

(3) 非常備消防力の整備方針の検討

消防団は、火災発生時の消火活動の他、自然災害発生時における警戒活動や避難誘導を行う。また、災害等の発生時だけでなく、火災予防のための特別警戒や住宅防火指導、各種防災訓練の指導、祭事における警戒など、地域に密着した様々な活動が想定される。したがって、詰所の配置の検討にあたっては、災害発生現場に対する効率性だけでなく、地域の実情を踏まえ以下に示す点について把握し検討を行うものとする。

ア 消防団の現況と課題の整理

消防団詰所について、耐震性、老朽化の状況、立地状況（災害危険性）等を整理し、施設面及び立地環境の課題を把握する。また、団員の参集・出動状況、車両の運用状況等を整理し、非常備消防力の運用面の課題を把握する。

イ 消防団詰所の運用効果の算定

消防団詰所から管内の各地区への消防車両の到着状況を算定することにより、消防団詰所の配置状況に係る運用効果や詰所の密集度を把握する。

ウ 消防団の整備方針の検討

現状の課題、将来的な消防需要の動向、消防団詰所の運用効果を踏まえ、将来的な消防団の整備方針について検討する。

(4) 今後に想定される人口減少に対する提言

上記(1)から(3)を基に、今後の生産年齢人口の減少に伴う財政状況から想定される、合理的かつ妥当性のある消防庁舎等及び消防車両等の配置等に関する提言を行う。

8 成果品の提出

調査業務委託の成果品については次の通りとし、履行期限までに提出すること。

消防力適正配置等調査報告書（冊子）	10 部
上記報告書の電子データ（媒体は DVD-R 等）	1 式
調査業務委託により取得した資料データ(媒体は DVD-R 等)	1 式

9 成果品の帰属

本調査業務の遂行のための資料、成果品及びその他関係する書類等は、すべて委託者に帰属するものであり、受託者は委託者の許可なく他にこれを使用してはならない。

10 成果品に係る責任の範囲

受託者は、本調査業務委託が終了した後であっても、本仕様書に示す作業の範囲及び打合せ等で決定した事項において不備が発見された場合には、速やかに必要な修正を行うものであること。

なお、これに要する費用は受託者が全て負担するものとする。

11 その他

- (1) 調査委託遂行のため、当市を含む関係市町村内からの苦情等については全て受託者が処理を行い、必要に応じて報告書を委託者に提出するものとする。
- (2) 調査実施中に知り得た秘密は、これを第三者に漏らしてはならない。また終了後も同様とする。